

第2章 保全業務費の算定

2.1 直接人件費の算定

2.1.1 労務数量

労務数量は、技術者区分毎に、業務の標準歩掛りに必要数量を乗じて算定される。

技術者区分の注意点として、保全技師Ⅰ、Ⅱ、Ⅲはランクを示しているものではなく、保全技師Ⅰは受変電設備等の自家用電気工作物の点検整備業務について高度な技術力を持っている者、保全技師Ⅱはそれ以外の設備について高度な技術力を持っている者、保全技師Ⅲは建築の点検業務について高度な技術力を持っている者という意味となる。

保全技師補、保全技術員、保全技術員補は、各々設備の点検整備業務又は運転・監視及び日常的な点検保守業務について、技術力・技能・能力及び実務経験年数のレベルにより分かれている。また、清掃員A、B、Cは、1、2、3級ビルクリーニング技能士の資格の有無や作業の内容判断ができる技術力・作業の指導等の総合的な技能・実務経験年数により、警備員A、B、Cは、施設警備業務の検定資格の施設警備1、2級の種別、技術力、技能、実務経験年数により分かれている。

また、業務に直接従事する以外の労務数量があり、別途積み上げが必要となる場合がある。具体には、共通仕様書にはない工事の試験や検査、第三者機関による検査等のメーカーによる性能検査、防災訓練等に対する立ち会い、仮設機材の設置及び撤収等が該当し、特記仕様書に規定されている場合は適切に別途加算する必要がある。

2.1.2 労務単価

国土交通省官庁営繕部では、毎年度、建築保全業務労務単価を調査し、ホームページで公表している。

労務単価は、業務に従事する時間帯に応じ、日割基礎単価、時間外単価、夜勤単価及び宿直単価に分かれている。

(1) 日割基礎単価

表2.2.1に建築保全業務労務単価(平成30年度)の日割基礎単価を、表2.2.2に各地区の調査対象都道府県を示す。なお、本単価は共通仕様書を適用し、積算基準を基に業務委託をする際の委託費用算出に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払賃金を拘束するものではない。また、本単価は労働者に支払われる賃金にかかるものであり、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

表 2.2.1 建築保全業務労務単価（平成 30 年度）の日割基礎単価

地区	保全技師・保全技術員等日割基礎単価（円/日）						清掃員日割基礎単価（円/日）			警備員日割基礎単価（円/日）		
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員 A	清掃員 B	清掃員 C	警備員 A	警備員 B	警備員 C
北海道	19,200	18,200	19,500	16,000	15,400	13,200	11,600	9,300	8,400	12,600	10,700	9,500
宮城	19,400	18,300	19,800	16,200	15,600	13,400	11,200	9,000	8,100	12,200	10,300	9,200
東京	22,700	21,500	23,100	19,000	18,200	15,700	14,800	11,800	10,700	15,300	13,000	11,500
新潟	20,500	19,400	20,800	17,000	16,400	14,100	11,900	9,500	8,600	12,700	10,800	9,600
愛知	22,600	21,400	23,000	18,900	18,200	15,700	13,000	10,400	9,300	14,500	12,300	10,900
大阪	21,000	19,900	21,400	17,600	16,900	14,500	13,600	10,800	9,900	13,400	11,300	10,100
広島	20,200	19,200	20,500	16,800	16,200	14,000	12,100	9,600	8,700	13,600	11,500	10,300
香川	20,100	19,100	20,400	16,800	16,200	13,900	10,800	8,700	7,900	13,500	11,500	10,200
福岡	19,800	18,800	20,200	16,600	15,900	13,700	11,700	9,400	8,500	11,500	9,800	8,700
沖縄	17,100	16,200	17,400	14,300	13,700	11,800	11,300	9,100	8,100	10,300	8,700	7,700

表 2.2.2 各地区の調査対象都道府県

地区	調査対象都道府県
北海道	北海道
宮城	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
新潟	新潟県、富山県、石川県
愛知	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
大阪	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
香川	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	沖縄県

日割基礎単価とは、正規の勤務時間内に業務を行う場合の単価で、積算要領の表 2.1 [技術者区分] に定める各技術者等の年間当たりの平均的な賃金を調査し、平均的な年間労働日数で除したものとしている。つまり、1日当たりの正規の時間内の賃金ということである。

図 2.2.1 に日割基礎単価の構成を示す。

平均的な賃金の中には、基本給のほか家族手当・住宅手当・通勤手当等の基準内手当及び賞与等の臨時的給与が含まれている。日割基礎単価に含まれていない賃金、手当については、以下のものとなる。

- ①時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
- ②各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

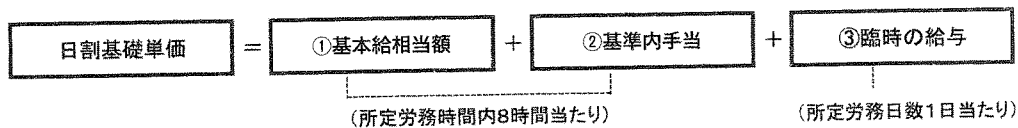


図 2.2.1 日割基礎単価の構成

(参考) 割増賃金と労働時間

時間外及び休日並びに深夜の労働は、点検・清掃・警備の時間が制限され、割増賃金を見込む内容かを判断して算定する必要がある。ただし、時間外及び休日の労働は、変形労働時間制等を

考慮し、現場の実状に応じて積算する。(各企業が変形労働時間制を採用する場合は、所轄労働基準監督署に届け出が必要となる。)

労働基準法にいう労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下にある時間(いわゆる拘束時間)のうち休憩時間(同法32条)を除いた時間、すなわち、実作業(労働)時間をさすものである。

ただし、ここでいう休憩時間は、就業規則等で休憩時間とされている時間を指すのではなく、現実に労働者が自由に利用することが保障された時間を指すものというべきである(同法34条3項)。すなわち、現実に労務を提供している時間だけではなく、使用者の指揮命令下にあり、現実に労務に従事していても、作業遂行上の都合で待機しているいわゆる手待時間であれば、たとえこれが就業規則等で休憩、仮眠時間とされているものであっても、労働時間に当たり賃金支給の対象となるべきものと考えられる。

(2) 時間外単価

時間外単価とは、正規の勤務時間を超えて業務を行う場合の単価(通常残業手当)で、日割基礎単価から賞与、通勤手当、家族手当、その他労働基準法施行規則第21条に定めるものを除いたものを、1時間当たりの単価に換算したもの(割増基礎単価)に、通常残業であれば1.25以上の値(ただし、午後10時から午前5時までの時間帯に業務を行う場合は1.5以上の値)を乗じたものとなる。なお、各率は労働条件により異なるので、労働基準法施行規則を参照されたい。

割増基礎単価は、日割基礎単価(表2.2.1)に表2.2.3の日割基礎単価に対する割増基礎単価の割合(平成30年度)を乗じた値となる。なお、単位は円/時間である。

表 2.2.3 日割基礎単価に対する割増基礎単価の割合(平成30年度)

地区	保全技師・保全技術員等割増基礎単価割合(%)						清掃員割増基礎単価割合(%)			警備員割増基礎単価割合(%)		
	保全技師Ⅰ	保全技師Ⅱ	保全技師Ⅲ	保全技師補	保全技術員	保全技術員補	清掃員A	清掃員B	清掃員C	警備員A	警備員B	警備員C
全国	9.4	10.0	9.3	9.5	9.5	9.8	10.4	11.2	11.4	9.9	10.5	10.7

(3) 夜勤単価

夜勤単価とは、正規の勤務時間帯として午後10時から午前5時までに業務を行う場合の単価で、日割基礎単価を1時間当たりの単価に換算したものに、割増基礎単価を0.25倍以上したものを加えたものとする。

なお、率は労働条件により異なるので、労働基準法施行規則を参照されたい。

(4) 宿直手当

宿直手当とは、現場に宿直する場合の当該宿直に対する定額単価に宿直回数を乗じたものであり、表2.2.4に宿直単価(平成30年度)を示す。(宿日直に就かせる場合、所轄労働基準監督署の許可(労規則第23条)を要し、時間外労働の扱いとはしないこととなる。)

表 2.2.4 宿直単価(平成30年度)

地区	宿直単価(円/回)
全国	3,800

なお、時間外単価、夜勤単価は、業務内容に応じて発生してくるものであるため、正規の勤務時間を超えての業務や、夜勤及び宿直の必要性についての判断が必要である。